

東温市地域公共交通利便増進実施計画策定業務 仕様書

1. 業務の目的

本業務は、第2次東温市地域公共交通計画で方向性が示された公共交通の路線再編について詳細検討を行い、関係者と合意形成し、地域公共交通利便増進実施計画としてとりまとめを行うことを目的とする。

2. 計画の位置付け

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年5月25日法律第59号）第27条の14に規定された計画とする。

3. 業務の対象地域

東温市全域

4. 業務の内容

(1) 計画準備

業務着手にあたり、業務の実施方針や工程を示した業務計画書を作成し、発注者の承認を受ける。

(2) 再編案の検討

①再編案の検討

地域公共交通計画に再編の方向性が示された5地域について、具体の再編案を検討する。再編案は路線バス（見直し）、予約制乗合タクシー、タクシー利用助成等を想定し、各地域の実情に応じた再編案とすること。

②住民意見交換会の開催支援

再編を行う5地域において開催する住民意見交換会の資料作成、運営の支援を行う。住民意見交換会では①で検討した再編案を提示し、住民の意見のとりまとめを行うとともに、可能な範囲で住民の意見を再編案に反映する。

(3) 利便増進実施計画の策定

①交通事業者・関係機関等協議調整

利便増進実施計画の策定にあたり、関係する交通事業者や四国運輸局との間で行う調整・協議の支援を行う。

②再編事業内容の検討・整理

(2)で検討を行った再編案について、利便増進実施計画の中で事業として整理する。具体的には、事業の狙いやサービス内容、系統、運行回数の新旧等について整理する。

③運行コストの試算

再編後に必要となるコストの試算を行うとともに、必要な資金の調達方法等について検討を行う。

④地域公共交通利便増進実施計画（案）の検討

前項までの検討状況、事業実施に必要な資金の額・調達方法、事業の効果等を取りまとめた東温市地域公共交通利便増進実施計画（案）を作成する。

(4) 報告書作成

本業務の実施状況等について記載した業務報告書を作成する。

(5) 協議会等の運営補助

業務の進捗に応じて開催する東温市地域公共交通活性化協議会や分科会で、協議する資料の作成及び会議への出席等を通じて計3回運営を補助する。

(6) 打合せ協議

業務の着手時、中間時、納品時に計3回程度、打合せ協議を行う。その他、必要に応じてオンライン会議や電話等で打合せを行う。

5. 業務実施計画書

受託者は、受託後速やかに業務実施計画書を提出し、東温市地域公共交通活性化協議会の承認を得なければならない。なお、業務実施計画書には、事業実施体制・業務従事者名簿・工程表が含まれる。本業務の実施に当たっては、責任者及び担当者を設置するものとし、業務終了まで責任をもって、本業務の円滑な実施を推進しなければならない。

6. 成果品

基本としては以下のとおりとするが、協議により部数について増減することがある。

- (1) 業務報告書（A4判、3部）
- (2) 上記電子データ（CD-ROM、1枚）

7. 委託料の支払い

業務終了後、全額を完了払いとする。なお、本業務は国庫補助金を主たる財源としているため、委託料の支払いは国庫補助金の入金後となる。

8. 関係法令・基準等の遵守

本業務の実施に当たっては、本仕様の定めるもののほか、次の法令及び基準等の定めるところに従わなくてはならない。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び同法施行令
- (2) 道路運送法及び同法施行令
- (3) 個人情報保護に関する法令
- (4) 東温市の条例・規則
- (5) 地方自治法

9. その他

業務を遂行する上で、発注者と共有の認識をもち、十分な協議を重ねながら業務を行うものとする。

この仕様書に定めのないものについては、発注者との協議のうえ決定するものとする。

この仕様書が変更になった場合は、発注者と協議のうえ、変更契約をできるものとする。ただし軽微な変更の場合は変更契約を行わないものとする。

なお、本仕様書は、主要な事項について示しており、記載及び指示のない事項で、当然実施しなければならないものについては、受託者の責任で実施するものとする。